

最後の砦「遺留分制度」

遺言は、故人の最終意思として最大限尊重されるべきものですが、もし「全財産を愛人に与える」旨の遺言を残されたとしたらどうでしょうか。遺族の生活は脅かされてしまいます。つまり、一定水準は、相続財産から遺族に残すように定められたのが、遺留分制度です。

遺留分を有する相続人は、故人の配偶者、直系卑属(子、孫)、直系尊属(親)に限られ、兄弟姉妹に遺留分はありません。

もし、相続人が、故人の配偶者と兄弟姉妹だけの場合は「全財産は妻に与える」旨の遺言をしておくことをお勧めします。そうすることにより夫婦で住んでいる住宅や預貯金は、兄弟姉妹をを全く無視してすべて妻名義にできるからです。逆に言うと、その遺言がないと、兄弟姉妹の実印と印鑑証明書がなければ何ら名義の変更ができなくなるということです。

執務日誌

こうした遺言をしていなかったばかりに、ほとんど交際のない故人の兄弟姉妹が7人も現れ、「法定相続分をよこせ」と言ってこられてとうとう住宅の名義が妻名義にできず、宙に浮いた状態になっている案件もあります。子供のいない方はくれぐれもご用心。

遺留分率(法定相続分に乘ずる割合)				
相続人	配偶者	直系卑属	直系尊属	兄弟姉妹
単独相続の場合 (例えば、配偶者のみ・子のみ)	1/2	1/2	1/3	なし
配偶者と共に相続する場合 (例えば、配偶者と子)	1/2	1/2	1/2	配偶者のみ 1/2 兄弟姉妹はなし

計算例

例えば、全財産が1億円で、相続人が妻と子供2人の場合。

妻

$$\text{法定相続分 } 1/2 \times \text{遺留分率 } 1/2 = 1/4$$

2,500万円が、妻の遺留分です。

子供1人分

法定相続分 $1/2 \times$ 遺留分率 $1/2 \times 1/2 = 1/8$

1,250万円が、子供1人の遺留分です。

遺留分を取り戻す方法

遺留分を侵害しても、遺言すべてが無効となるわけではなく、侵害した部分が無効となるわけでもありません。遺言は一応すべて有効に成立します。当然、その遺言に基づいて不動産の登記名義も変更できるわけです。

では、遺留分を侵害された相続人は、どのようにすればよいのでしょうか。遺留分を有する相続人だからといって、何もしなければ戻ってきません。つまり、相続の開始、あるいは遺留分の侵害された事実を知った日から1年以内に財産を取得した人に対して請求しなければ、時効によって消滅してしまうからです。これが、遺留分減殺請求といわれるものです。請求は、後日の証拠とするために、文書で配達証明付内容証明郵便で通知するのが一般です。